

〈 特例承継計画提出時のチェックシート 〉

特例承継計画を作成して、大阪府に提出する際には、チェックシートをご活用ください。

- 様式第21・確認申請書(特例承継計画)2部**
※経営革新等支援機関の指導及び助言を受けた確認申請書(特例承継計画)を提出してください。
※円滑化法の改正に伴い、押印不要になりました。
- 履歴事項全部証明書**
申請会社の履歴事項全部証明書の原本(確認申請日(特例承継計画提出日)の前3か月以内に取得したもの)
※特例代表者がすでに代表者を退任している場合で、「過去に代表者であった旨の記載」が
履歴事項全部証明書にない場合は、併せてその旨の記載がある閉鎖事項証明書を添付してください。
- 返信用レターパック**
大阪府から確認書を交付する際に使用します。

〈 提出先 〉

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 咲洲庁舎25階
 大阪府 商工労働部 中小企業支援室 経営支援課 経営支援グループ 事業承継税制担当者 宛て

事業承継に関するご相談は、下記へ

税務に関するご相談 お近くの税理士へ	事業承継税制の確認・認定申請など、 税務に関するご相談は、お近くの税理士までご相談ください。
訪問および窓口でのご相談 府内の商工会・ 商工会議所、 大阪府商工会連合会	経営指導員による訪問相談や窓口相談を実施しております。 また、各地で事業承継セミナーを開催しております。 お近くの商工会・商工会議所等にお問合せください。  府内商工会・商工会議所一覧 URL: http://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/scicci/index.html
経営全般に関するご相談 大阪府 よろず支援拠点	国が各都道府県に設置した無料の経営相談所で、中小企業診断士等の資格を有するコーディネーター陣が、様々なご相談を伺い、適切な解決方法をご提案します。 〒541-0053 大阪市中央区本町1-4-5 TEL:06-4708-7045 大阪産業創造館2階 公益財団法人 大阪産業局内 URL: https://www.yorozu-osaka.jp/
事業承継全般に関するご相談 大阪府事業承継・ 事業引継ぎ支援センター (令和3年4月1日開設)	親族内承継、従業員承継、第三者承継について、 総合的に支援いたします。 〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-8 大阪商工会議所5階 事業承継・再生支援担当内 TEL:06-6944-6257



えっ?!

“特例承継計画”ってなに??

特例承継計画は、
 中小企業の非上場株式等に係る
贈与税・相続税の
納税猶予を
 受けるために必要です!!

特例承継計画の提出期限は

**2023年(令和5年)
 3/31まで!!**



詳しくは、
中面を
 ご覧ください。

事業承継税制(特例措置)の
 適用要件・手続きの流れなど気になることを解決!!
 これを見れば、不安がきっとなくなります!!

大阪府事業承継ネットワーク事務局
 〒541-0053 大阪市中央区本町1-4-5 大阪産業創造館2階 公益財団法人 大阪産業局内
 TEL:06-4708-7027 URL: <https://www.obda.or.jp/jigyo/syoukei.html>

お早めの準備を!!

まずは2023年(令和5年)3/31までに「特例承継計画」を提出しましょう

① 「事業承継税制」とは？

中小企業の後継者が、非上場株式等を先代経営者から贈与または相続により取得し、都道府県知事の認定を受けた場合、本来納付すべき贈与税・相続税のうち、取得した非上場株式等に係る部分について、納税が猶予される制度です。平成30年度税制改正では、これまでの措置(以下、「一般措置」)より、要件等が緩和された「特例措置」が期間限定で創設されました!

② 一般措置と「特例措置」は、ここが違います!

一般措置

- 対象株式数の3分の2が上限
- 相続税の納税猶予割合は80%
- 認定後、5年間で平均8割以上の雇用維持が必要。できなければ納税猶予打ち切り

「特例措置」(※特例承継計画の提出が必須)

- 対象株式数の**上限を撤廃**
- 相続税の納税猶予割合を**100%に拡大**
- 認定後、5年間で平均8割以上の雇用維持が未達成でも**納税猶予を継続可能**

③ 「特例措置」の適用を受けるためには？

- 2023年(令和5年)3月31日までに、「特例承継計画」を作成し、本店のある都道府県にご提出ください。
- 2027年(令和9年)12月31日までに贈与の実行および相続が開始した場合のみ、適用対象となり、贈与または相続後、提出期間内に「認定申請」を行う必要があります。

④ 提出する「特例承継計画」ってなに？

特例措置を受けるために必要な“エントリーシート”のようなものです。

下記①から③の3点を検討し、経営承継円滑化法で規定する「様式第21」に記載してください。

- 後継者(最大3人まで)
- 非上場株式の承継時期
- 承継時期までの経営課題・承継後5年間の経営計画について

そして、その内容について認定経営革新等支援機関※に指導・助言を受けてください。

⑤ 「特例措置」の認定を受けるための“主要要件”



会社

- ・中小企業者であること
- ・従業員が1人以上いること(資産管理型会社は5人以上いること)等



先代経営者

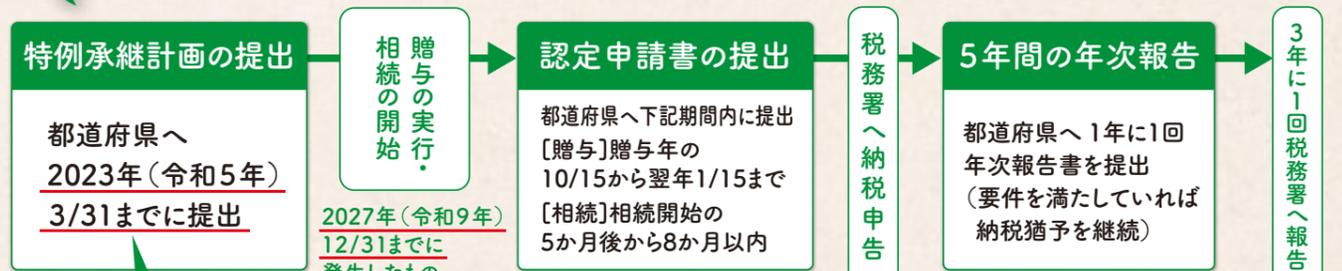
代表者であったいづれかの時および、贈与・相続の直前において、同族関係者と合わせて総議決権数の過半数を有し、その中で最も多くの議決権を有している(後継者を除く)こと



後継者

贈与時・相続時において、同族関係者と合わせて総議決権数の過半数を有し、その中で最も多くの議決権を有していること
[贈与] 贈与日において3年間継続して役員をしており、代表権を得ていること等
[相続] 相続開始の直前において役員であり、相続開始の5か月以内に代表権を得ていること等

⑥ 事業承継税制(特例措置) 主要手続きの流れ

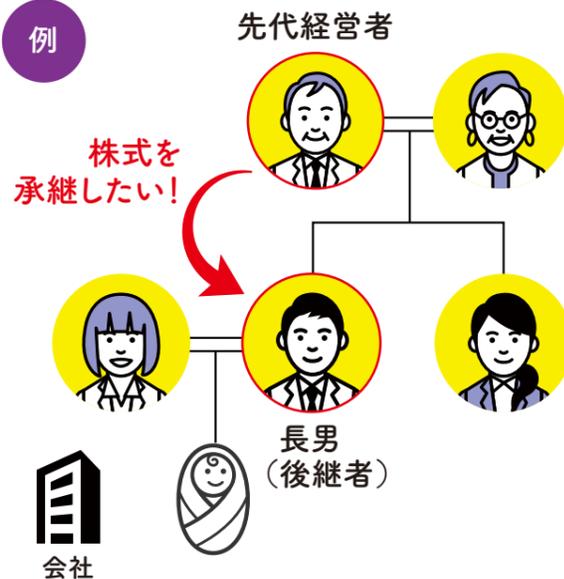


提出についてのお問い合わせは
大阪府 商工労働部
中小企業支援室 経営支援課
経営支援グループへ

TEL: 06-6210-9490 様式等は大阪府ホームページからダウンロードください。
URL: <http://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/keieisyoukeienkatuka/index.html>
※担当者不在の場合がありますので、対面相談はご予約の上、ご来庁ください。



例



- 後継者を決める(最大3人まで)
→「長男」
- 非上場株式の承継時期
→「令和6年10月から令和7年10月まで」
- 承継時期までの経営課題
→「取引先への顔つなぎや、若手従業員の減少」など
承継後5年間の経営計画
→「工場の新設、新規採用を積極的に行う」など

! 認定経営革新等支援機関※に指導・助言を受ける
※認定経営革新等支援機関とは、国が認定した、専門的知識や実務経験を有する支援機関等(税理士をはじめとする士業、金融機関、商工会・商工会議所など)